

山林砂防工の単価の適用に係る取組について

公共工事設計労務単価において設定されている職種区分の山林砂防工は、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間において行われる山地治山事業に従事する職種として、森林整備保全事業標準歩掛の留意事項（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長及び国有林野部長連名通知）に示される「山林砂防工の適用条件」に該当する工事において適用することとしています。

山林砂防工の単価を適用して積算している工事は、その旨入札公告中の現場説明書に明示していますので、御確認ください。

なお、当該工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票の作成に当たり、山林砂防工に該当する作業に従事した労働者について、確実に山林砂防工の職種番号を選択して記入していただくこととなりますので、御協力をよろしくお願いいたします。